**令和７年度**

**「****非化石エネルギー等導入促進対策費補助金
（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、
合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）」
公募要領**

**令和７年６月**

**エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム**

　経済産業省・資源エネルギー庁からの補助金に係る非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）についてエネルギー供給構造高度化事業コンソーシアムが公募を行いますので、交付を希望される事業者は、本要領に基づき申請されるようご案内いたします。

１．事業の目的

　2050年カーボンニュートラルへの移行を実現するためには、エネルギー部門における、化石燃料由来のCO2排出削減に向けた取組が必要不可欠となっています。そこで、水素と二酸化炭素を合成して製造される合成燃料等次世代燃料（非化石）はカーボンニュートラル実現の切り札となる燃料であり、これらのインフラ整備、技術実証、環境整備に取組み、化石燃料由来のCO2排出削減をさらに推進することが必要となっています。

このような中、当補助金は、民間団体等が合成燃料（e-fuel）等の次世代燃料の製造、安定供給を確保していくための環境整備等（次世代燃料の安定供給促進事業）に要する経費を助成し、カーボンニュートラルの実現に向けて、足下の石油の安定供給を損ねることなく、化石燃料供給の低減、ならびに化石燃料から非化石燃料への転換を促すことを目的とします。

２．事業の内容

（１）事業概要

合成燃料（e-fuel）等導入促進事業では、バイオ燃料（バイオエタノール、バイオメタノール等を含む）、e-fuel等の次世代燃料（非化石）の製造、安定供給を確保していくための環境整備等（次世代燃料の安定供給促進）に要する経費を補助します。

合成燃料（e-fuel）等導入促進事業の遂行に係る業務については、「非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）交付規程」（以下、「交付規程」という。）等により実施します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 予算規模 | 補助率 | 予算超過時の圧縮（※） |
| 令和７年度予算 | 約２４億円 | 設備投資事業１／３以内技術実証事業２／３以内 | あり |

* 申請者からの補助金申請額の合計が国の予算額に基づきコンソーシアムが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、技術審査委員会及びコンソーシアムは補助金額を減ずることがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、コンソーシアムと調整した上で決定するものとします。

（２）補助対象事業者の事業内容

　　補助対象事業者は、事業内容が次のいずれかを満たす者とします。

1. 石油精製業者
2. 次世代燃料（非化石）の製造を行う計画のある者
3. 次世代燃料（非化石）のサプライチェーンの構築に資する事業を行う計画のある者
4. 上記に向けた、調査、実験、技術実証等による環境整備を行う計画のある者
5. その他、上記に準じる事業者として、コンソーシアムが認めた事業者

（３）補助対象事業者

　　補助対象事業者は、以下の要件を全て満たした企業・団体等とします。

1. 事業を実施する地域、または検討段階の場合は、事業実施計画地（日本国内に限る。）に拠点を有していること。
2. 事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
3. 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
4. コンソーシアムが提示する交付規程に同意すること。
5. 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要綱(平成１ ５・０１・２９会課第１号)別表第一及び第二の各号一覧に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
6. 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
7. 経済産業省におけるEBPMに関する取組に協力すること。
※EBPM（Evidence　Based　Policy　Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすること。
8. 採択者の決定後速やかに採択結果（（ア）採択日、（イ）採択事業者）を公表することに同意すること。
9. 交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、ジービズインフォ（https：//info.obiz.go.jp/）に掲載されることに同意すること。
10. 別紙　暴力団排除に関する誓約事項　記に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。

（４）補助対象経費

補助対象経費は、以下に要する経費とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 事業内容 | 補助対象範囲 |
| 設備投資事業 | 間接補助事業者が、バイオ燃料（バイオメタノール、バイオエタノール等を含む）やe-fuel等の次世代燃料（非化石）の製造を行うための設備導入、既存設備の改造又は移設を行う事業 | 1. 基本設計（事業の実施を判断するための投資額、効果を把握するためのＰ＆Ｉ作成、機器リスト作成、プロット作成）
2. 詳細設計（工事用設計図面作成、機器製作図作成、および工事計画図面作成等）
3. 機器調達
4. 現場工事等
5. その他上記に準ずるものとして、コンソーシアムが認めるもの
 |
| 技術実証事業 | 間接補助事業者が、バイオ燃料（バイオメタノール、バイオエタノール等を含む）やe-fuel等の次世代燃料（非化石）の安定供給に向けた調査、実験、技術実証等を行う事業 | ＜技術実証に関する事業＞1. パイロットプラント～商用機による実証等を含む検討事業ア　次世代燃料（非化石）製造のための処理検討イ　次世代燃料（非化石）製造のための設備等の運転検討
2. 基本計画作成
3. 概略事業計画作成
4. 概略予算の作成
5. ベンチプラントによる案件の検討等
6. その他上記に準ずるものとして、コンソーシアムが認めるもの
 |
| ＜調査、実験等に関する事業＞1. 次世代燃料（非化石）製造等を行う事業を具体化するための検討・調査
2. 次世代燃料（非化石）の品質検討・調査・実験
3. 次世代燃料（非化石）を使用する機器の適合性に関する検討・調査・実験
4. 次世代燃料（非化石）のサプライチェーンに使用する機器の適合性に関する検討・調査
5. その他上記に準ずるものとして、コンソーシアムが認めるもの
 |

（５）補助率

　補助率は、事業の区分ごとに、

* + 1. 設備投資事業に当たっては１／３以内
		2. 技術実証事業（技術実証に関する事業及び調査、実験等に関する事業）に当たっては２／３以内とします。

　ただし、同一の締め切りにおいて、予算の範囲を超えた場合は、これを下回ることがあります。

（６）事業予算

　　　　事業予算（補助金額の合計額）は、約２，３６７百万円です。

３．技術審査委員会

（１）申請事業の審査

採択は、公募期間に提出された提案書（様式第１の２）等に基づいて、コンソーシアムの外部有識者で構成される第三者審査委員会「技術審査委員会」で審査の上、決定するものとします。

応募期間締め切り後、必要に応じて提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書類の不足等、不備がある場合は、要件不適として選定されない場合があります。

（２）審査日時

■　第１回技術審査委員会（予定）

令和７年７月１０日（木）１１：００～

■　第２回技術審査委員会（予定）

令和７年７月１１日（金）１２：３０～

第１回技術審査委員会は、令和７年７月１０日（木）を予定し、応募状況により、第２回は７月１１日（金）を予定しています。

なお、応募状況や委員会の都合により、変更となる可能性があります。

（３）審査に係る評価項目

　審査については、①設備の導入、改造、移設、②技術実証事業、③調査・実験等の各々について以下の審査基準に基づき、総合的な評価を行います。

審査に係る評価項目

【設備の導入、改造、移設】の評価項目



【技術実証事業】の評価項目



【調査・実験等】の評価項目



※加点項目については、記載があれば加点する。

（４）採択結果の公表及び通知

技術審査の結果、採択された提案者（申請者）については、コンソーシアム及び資源エネルギー庁のホームページ等で公表するとともに、当該提案者に対しその旨を通知します。

採択された提案者は、その後、交付申請を行ってください（採択の段階ではまだ交付決定ではございません）。採択決定後から交付決定までの間に､コンソーシアムとの協議を経て､事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることに留意ください。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合があるので御了承ください。

４．間接補助事業の実施

（１）交付申請と交付決定

採択通知後、交付申請書（様式第１）に添付資料をつけて交付申請を行ってください。添付資料は提案書へ添付した資料に変更がない場合は省略して構いませんが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。交付決定の通知があった日以降に間接補助事業を開始してください。

（２）間接補助事業実施期間

交付決定日以降に間接補助事業を開始してください。

間接補助事業は、確定検査の時間も考慮し、原則として工事実施を令和８年２月末または３月上旬までに完了し、実績報告書を作成する工程としてください。工事内容に応じて、早期終了も可能とします。

実績報告書は、令和８年３月15日まで（できる限り平日の3月13日（金）まで）に提出してください。

（３）確定検査

事業終了後、間接補助事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査で支出の事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の確認及び支出額及び内容の厳格な審査を行い、支払額を確定するものとします。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したとみられる費用の合計とします。

支払額の確定方法について不明な点は、以下のリンク先に記載している事務処理マニュアルに従い、決定するものとします。
https://www.meti.go.jp/information\_2/downloadfiles/2022\_hojo\_manual02.pdf

５．公募期間及び書類提出先

（１）公募説明会の開催

　公募説明会を以下の通り、Teamsにより実施します。

■　公募説明会

令和７年６月２７日（金）１５：００～実施します。

出席を希望する場合は、ホームページに記載するURLからご参加ください。

「Microsoft Teams」が利用できない場合は概要を共有するので、下記の問い合わせメールアドレスに、その旨を連絡してください。

（２）公募期間及び締め切り

■　公募開始

　令和７年６月２６日（木）から

■　公募締め切り

　第１次締切り：令和７年７月１０日（木）１０：００

　　その後、随時受付

令和７年６月２６日（木）より公募を開始し、以上の通り第１次締切日を設定します。なお、その後は事業予算の範囲内で随時受付を行います。

（３）応募に関する提出書類（提案書等）

　公募期間内に、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

ア　提出書類（電子データによる提出）

①提案書（様式第１の２）

イ　添付資料（電子データによる提出）

①申請者の営む主な事業（会社、事業所のパンフレット等）

②申請者の資産及び負債に関する事項（会社概要、事業概要（直近の決算報告書、株主総会の事業報告等）等）

③申請者の役員等名簿（別紙２）

④実施計画書（別紙様式第１）

（４）採択後の交付申請における提出書類（交付申請書等）

採択決定となりましたら、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。添付書類は提案書へ添付した書類を基本としますが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

1. 提出書類

　交付申請書（様式第１）

（５）提出先、問合せ先

電子データをhikaseki@cros2.jpへの提出とし、締切必着とします。

送信ができない大きなファイルは、分割送信または、オンラインストレージサービスを活用する等により提出してください。

■問い合わせ先

　　　　エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

　　　　　次世代燃料の安定供給促進事業担当

　　　　　　　今村、本田、多田、堀野、川村、坂井、増田

　　　　　住所：〒231-0014

　神奈川県横浜市中区常盤町３丁目２４番地　サンビル４階

　　　　　E-mail：hikaseki@cros2.jp

　　　　　TEL　：050-5211-5407

（６）資料の配布について

公募要領等の資料については、コンソーシアムで配布します。

６．その他

（１）成果に係るデータ提出

補助事業者は、事後評価のため、補助事業完了後、事業成果に係る１年間のデータを取得し、コンソーシアムに提出してください（別途指示）。

（２）複数年事業について

複数年度事業に係る内容は、以下のとおりです。

①本補助金の交付決定は、単年度ごとの事業に対して行われるため、複数年度事業については、次年度以降にも交付申請手続きを行っていただきます。

②各年度に補助対象経費が発生し、その出来高に応じた支払いを完了する必要があります。

③各年度の補助対象経費について、工事契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点でその金額相当の出来高がなければなりません。

④各年度の交付決定にあたり、次年度以降の交付決定を保証するものではありません。従って、次年度に継続案件として申請された案件であっても、事業の内容に加え、事業の進捗状況、目標達成の可能性等について確認し、継続が不適切と判断された場合は、交付の対象とならない場合があります。
また、予算上やむを得ない場合には減額になることがあります。

⑤補助事業開始後、２年度目以降に中止又は廃止の場合は、既に交付した補助金の返還が必要になることがあります。

（３）ジービズインフォへの掲載について

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進すべく、コンソーシアムが行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、交付決定日、法人番号）についても、ジービズインフォに原則掲載されることとなります。

（参考）補助事業の流れ

　補助事業の流れは以下の通り。



別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（様式第１の２）

令和　　年　　月　　日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

　代表　　米川　泰平　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提案者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

令和７年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）提案書

　令和７年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）に係る公募要領に基づき、下記の通り提案します。

　なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、提案します。

記

１．提案者（連名の場合は代表法人）の法人番号（１３桁）

２．間接補助事業の名称

３．間接補助事業の目的及び内容

４．間接補助事業の開始及び完了予定日

　　①開始予定日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　②完了予定日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

５．間接補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　　　円

６．補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

７．補助金申請予定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

８．補助対象経費の算出基礎（別紙１ 積算内訳）

（注１）提案書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

１．提案者の営む主な事業

２．提案者の資産及び負債に関する事項

３．提案者の役員等名簿（別紙１）

４．実施計画書（様式第２）

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（様式第１）

令和　　年　　月　　日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

　代表　　米川　泰平　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

令和7年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）交付申請書

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定に基づき、補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

１．申請者（連名の場合は代表法人）の法人番号（１３桁）

２．間接補助事業の名称

３．間接補助事業の目的及び内容

４．間接補助事業の開始及び完了予定日

　　①開始予定日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　②完了予定日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

５．間接補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　　　円

６．補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

７．補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注１）申請書には、次の事項を記載した書面を添付または別途提出すること。

１．申請者の営む主な事業

２．申請者の資産及び負債に関する事項

３．申請者の役員等名簿（別紙１）

４．実施計画書（様式第２）

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（別紙１）

役員等名簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名カナ | 氏名漢字 | 生年月日 | 性別 | 会社名 | 役職名 |
| 和暦 | 年 | 月 | 日 |
| ｸﾝﾚﾝ ｼﾞｯｼ | 訓練　実施 | S | 30 | 03 | 04 | M | 株式会社訓練 | 代表取締役社長 |
| ﾄｳﾎｸ ｲﾁﾛｳ | 東北　一郎 | S | 40 | 01 | 01 | M | 株式会社訓練 | 常務取締役 |
| ｶﾝｻｲ ﾊﾅｺ | 関西　花子 | S | 45 | 12 | 24 | F | 株式会社訓練 | 取締役営業本部長 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

　また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（様式第２）

令和　年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（次世代燃料生産・利用技術開発事業費のうち、合成燃料（e-fuel）等導入促進事業）実施計画書

１．間接補助事業の名称

２．間接補助事業の区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 事業内容 | 該当するものに丸印（〇） |
| 設備投資事業 | 設備の導入、改造、移設に関する事業 |  |
| 技術実証事業 | 技術実証に関する事業 |  |
|  | 調査、実験等に関する事業 |  |

３．間接補助事業の目的

４．間接補助事業内容（詳細）

５．詳細工程

（１）間接補助事業の開始予定及び完了予定日

①開始予定年月日　　　　　令和　　年　月　　日

②完了予定年月日　　　　　令和　　年　月　　日

（２）間接補助事業の実施予定スケジュール

（別表様式第１）に記載

６．間接補助事業者及びその事業所の概要

（１）事業者名及び法人番号

（２）間接補助事業を実施する事業所名及び所在地

（３）連絡先

①事業管理者の連絡先

②経理担当者の連絡先

７．財政・資金計画、実施体制等

（１）所要資金計画

①所要資金計画

（別表様式第２）に記載

②間接補助事業に要する予定経費、補助対象予定経費及び補助金交付申請予定額

（別表様式第３）に記載

（２）資金調達計画

（別表様式第４）に記載

（３）間接補助事業実施体制

８．間接補助事業実施体制

（１）経営方針等

（２）カーボンニュートラルの実現に向けた取組

（３）関連経験・専門的知識

９．賃金引き上げ計画

※賃金引き上げ計画があれば、その引き上げ時期及び給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率等

１０．ワーク・ライフ・バランスの取組み

※えるぼし、くるみん、ユースエールの認定状況と認定年

１１．その他

（１）他の補助事業等との関係

（２）許認可、権利関係等間接補助事業実施の前提となる事項

（３）その他間接補助事業実施上問題となる事項

別記　間接補助事業内容（詳細）に記載する項目

　４．間接補助事業内容（詳細）には、（１）設備の導入、改造、移設、（２）技術実証、（３）調査・実験等の各々の区分に応じて、記載すべき項目を以下の通り例示する。

　申請事業の実情により、該当しないものも含めて、これらの全ての項目がわかるように工夫して記載する。

（１）設備の導入、改造、移設事業

|  |
| --- |
| ・　導入、改造、移設する設備・　実績、専門的知識・　次世代燃料（非化石）等のニーズのとらえ方・　目標とする次世代燃料（非化石）等・　製造、供給工程・　製造原料の供給元あるいは供給製品の製造元・　成果の展開 |

（２）技術実証

|  |
| --- |
| ・　実証する対象・　次世代燃料（非化石）等のニーズのとらえ方・　事業の成果目標・　実証方法・　製造原料の供給元あるいは供給製品の製造元・　成果の展開 |

（３）調査・実験等

|  |
| --- |
| ・　調査・実験等の対象・　次世代燃料（非化石）等のニーズのとらえ方・　事業の成果目標・　調査・実験等の方法・　製造原料の供給元あるいは供給製品の製造元・　成果の展開 |

（別表様式第１）

間接補助事業の実施予定スケジュール（令和　　年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）間接補助事業の項目毎に記載してください。

（別表様式第２）

所要資金計画（令和　　年度）

◇補助対象経費明細

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 積算内訳 | 金　額 |
|  |  |
| 合　計 |  |

◇間接補助事業者の補助対象経費内訳

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 間接補助事業者 | 金　額 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 合　計 |  |

（注）１．この表に準じて合計表を作成する。

　　　２．所要資金計画は、補助対象経費のみ記載する。

３．積算内訳は、単価があるものは記載してください。

（別表様式第３）

間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請予定額

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 間接補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付申請額 |
|  |  |  |  |

（別表様式第４）

資金調達計画

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調達先 | 調達金額 | 備　考 |
| 補 助 金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
| 合　 計 |  |  |

（注）調達金額は、事業総額に係る間接補助事業に要する経費について記載する。